

鎌倉市告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止します。

関係図面は、都市整備部道水路管理課において令和3年（2021年）3月10日から令和3年（2021年）3月24日まで一般の縦覧に供します。

令和3年（2021年）3月10日

鎌倉市長 松尾 崇



整理 番号	道路の種類 及び路線名	起 点		終 点		主要な経過地
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番	
2	市道048-024号線	台字西ノ台	1429番7	台字西ノ台	1425番1	同一地域
3	市道203-048号線	長谷三丁目	565番2	長谷三丁目	569番3	同一地域
4	市道531-005号線	長谷三丁目	585番1	長谷三丁目	584番5	同一地域